

事業所税 同族会社に関するお尋ね（回答）留意事項

- 1 法人税法上、特定同族会社と同族会社は取り扱いが異なりますが、事業所税のみなし共同事業の判定においては、同族会社と同様に取り扱われます。
- 2 事業年度の末日が、特殊関係者を有する者と同じであれば、本表への記載に代えて、税務署へ提出された法人税申告書別表二の写しを添付していただいても結構です。